

〈研究・調査報告〉

東日本大震災による「震災遺構」の現況調査

寺原 譲治 ・ 金子 祐介

【要旨】

2011年3月に発生した東日本大震災は、その災害被災状況からみて、きわめて甚大な規模であり、国・地方はもちろんのこと、国際協力も得て、復旧・復興事業が進められて来ている。現在は、それら事業に加えて、被災経験を如何に承継するかが、注目されており、その中でも、物件としての「震災遺構」の役割が広く認識・認知されている。

本稿は、それら震災遺構およびデジタル資料の現状を文献調査と現地調査によって確認し、現状分析と、将来展望を考察した。さらに、防災・環境教育や、ダークツーリズムとの関わりも展望した。

キーワード：東日本大震災、震災遺構、環境教育、防災教育、デジタルアーカイブス、ダーク・ツーリズム

1. はじめに

1.1 背景

日本は自然災害の多い国であると同時に、災害対策の進んだ国である。自然災害の種類は、地震、津波、高潮、水害・土砂災害、噴火などであり、災害対策についても先進的な要素を有している。これらの災害対策は、諸外国への技術協力の重要な要素ともなっている。

広辞苑（第七版）は、環境の第二義を、「人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境とがある」としている。多様な自然災害もかかる環境の一部であって、人間社会は自然災害と、共生・共存していく方法を模索しなければならない。

2011年の東日本大震災は、「東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした」（東日本大震災八周年追悼式 内閣総理大臣式辞 2019年 他）と表現されているが、真に「未曾有」、つまり、「いまだかつてなかった」のであろうか。東北地方太平洋岸の地震による津波被害は、明治以降だけでも、明治三陸地震（1896年）、昭和三陸地震（1933年）などがあり、津波常襲地域と考えるべき地域である。

他方、東日本大震災の被害からの復興が本格化しつつあり、復興庁は、2016年3月までを、

復興集中期間とし、その後を復興再生期間と位置付けている（復興庁 HP）。また、その復興再生期間を 2021 年 3 月までとしていたものの、2019 年 12 月には、2031 年まで復興庁の存続延長を決め、実質的な延長が決定された。このような震災からの復興という新しい日常の中で、被災体験をどのようにして、次の世代につなげていくかが、模索されている。

1.2 防災対策のハードからソフトへの移行

東日本大震災からの一つの大きな学びは、防潮堤などの施設（ハード）による従来からの防災に加えて、地域社会の教訓（ソフト）による対策が功を奏したことである。直下型地震等と異なり、津波の場合には、津波発生予想の発報の有無にかかわらず、津波が到来するまでに一定の時間がある。この時間をどのように使うかによって、生死を分けた例も多く存在し、「てんでんこ」や、「稲むらの火」などの伝承や教訓の重要性が再認識されるに至った。

同時に、自然災害を記憶し続けることの困難さも認識されている。物理学者寺田寅彦(1934)は、「文明が進むほど天災による損害の程度も累進する傾向があるという事実を十分に自覚して、そして平生からそれに対する防御策を講じなければならないはずであるのに、それがいっこうにできていないのはどういうわけであるか。そのおもなる原因は、畢竟そういう天災がきわめてまれにしか起こらないで、ちょうど人間が前車の顛覆を忘れたところにそろそろ後車を引き出すようになるからであろう。」と記し、「天災は忘れた頃にやってくる」という警句のもととなった。社会がその個人の記憶に依拠して、災害に対する危機感を維持することの困難さを、提唱した。

人間個人の記憶は、不確かなものである。世代を超えてしか経験できないような災害経験を、地域社会が継続して記憶しつづけるためにはどうしたらよいのだろうか。

1.3 自然災害の記憶の継承

こうした自然災害に対するソフト的対応方法としては、現時点で三つのアプローチが考えうる。

1.3.1 言語やデジタル空間でのアーカイビング

吉村昭(2004)は、「三陸海岸大津波」において、近代以降の3度にわたる三陸沿岸の大津波の体験を記録文学作品として結実させ、現代への警鐘とした。この作品をはじめとして、被災の記憶を言語や、写真などで記録し、書籍やインターネット上での記録を残すことは、有効であると考ええる。

とりわけ、文化遺産のデジタルアーカイブスの世界における現況は、アムステルダム国立美術館や英国図書館、ルーブル美術館などヨーロッパの文化施設群が、Europeana と呼ばれる文化遺産のための EU のデジタルプラットフォームに、各々が持っている文化遺産を提供し、2007 年以降（プロトタイプ版）高画質デジタル画像として公開を行ってきたこと

がきっかけとなり、全世界がデジタルアーカイブス構築に駆動し始めている。各国が有するプロダクト(紙媒体や彫像など)などの風化や語り部の人材不足により「(オリジナルの)文化遺産がなくなるのではないのか?」という危機意識を有していることをうかがい知ることができる。また、ヨーロッパだけでなくアメリカでも、ニューヨーク公共図書館やアメリカ議会図書館において、Europeana に先駆け 1990 年代半ばごろから第一優先資料として、言語の壁を超えて多くの人に利用される可能性が高い写真資料(ただし著作者が不明な資料)などを中心にデジタル化が開始された。さらに公共教育に寄与すべく公開に至っているという。後者は、多民族国家における公共性構築への意識の高さを感じることができる。他にもこうした事例に習い、欧米諸国の公的機関では、公文書や文化遺産の現物での公開を避け、デジタルデータによる情報の公開を徹底する方向に舵を切っているのが現状である。

日本でも、東日本大震災以降、美術館や博物館、公文書館、図書館などが所有しているデジタル作品並びにデジタル化された作品へのオープンアクセス化に関する検討が行政主導で一気に進んだと言われている。もちろん、国立国会図書館などは、東日本大震災以前に書籍のデジタル画像の提供をオンライン上で行う実験を行ってきたが、実際のところ著作権の切れたものという限定付きの資料公開でしかなかった。つまるところ、既存の知的所有権や著作権などの権利関係が影響していることもあり、「誰でも自由に」とはいかず、実際の現場では一進一退を繰り返している。

しかし、東日本大震災で被災した東北地方を支援する民間組織や公的機関を介した情報公開のプラットフォーム作りでは、そうした知的所有権や著作権に対する意識とは別のかたちで情報公開への熱が高まり、オープンアクセス可能なデジタルデータを所蔵し始めているプラットフォームが多く築かれた。

被災地に関するデジタルアーカイブスおよびアーカイブスの公開が進行する状況と並行するように、国土交通省東北地方整備局も「震災伝承施設」の一覧を 2018 年から整備し始め 2019 年より公開運用している。東北大学災害科学国際研究所佐藤翔輔准教授司会で行われた世界防災フォーラム関連シンポジウム『東日本大震災の教訓を伝える東日本大震災伝承ロード～産・学・官・民が連携した震災伝承の取り組み～』(2019 年 11 月 10 日)の取りまとめ組織である震災伝承ネットワーク協議会と連動した活動となっている。

東日本大震災後では、以下のようなデジタルアーカイブが存在している。

表 1 東日本大震災および観光と関連したデジタルアーカイブス

東日本大震災に関するデジタルアーカイブス

主催	タイトル
Google Japan	『未来へのキオク-記憶を未来へのチカラに-』プロジェクト
国立国会図書館	東日本大震災アーカイブ『ひなぎく』
気仙沼市	気仙沼市震災記録資料集『けせんぬまアーカイブ』
無形文化遺産情報ネットワーク	311復興支援『無形文化遺産情報ネットワーク』
一般社団法人協働プラットフォーム	『東日本大震災・公民共同災害復興「311まるごとアーカイブス」』
せんだいメディアテーク	『3がつ11にちをわすれないためにセンター』
	『東日本大震災アーカイブ宮城～未来へ伝える記憶と記録～』
	『岩手震災津波アーカイブ希望』
	『東日本大震災アーカイブFukushima』
全国日蓮宗青年会	『慰霊碑マップ』
東北大学災害科学国際研究所	『みちのく震録伝 東北大学アーカイブスプロジェクト』
	『動画でふりかえる3.11-東日本大震災公開動画ファインダー-』
	『震災教訓文献データベース』
津波科学国際研究所	『津波痕跡データベースつなみさ』
国土交通省東北地方整備局	『震災伝承施設』

観光と関連したデジタルアーカイブス

	『防災＋観光 BOSAI+Tourism』
一般社団法人とほくろ(非営利型) 【東北震災復興ツーリズム協会】	『復興現場の歩き方 2014-2015』

1.3.2 制度設計と訓練

毎年行う防災訓練や、防災教育など、公的な制度化に裏付けられた習慣化によって、記憶を維持し、学ぶことができる。これは広く行われていて大変効果的である。ただし、習慣化しう反面、非常事態に直面したときに、正常性バイアスが働いてしまうことも知られるようになった。また、語り部（被災経験者）による場合は、世代を超えることの難しさも経験的に知っている。

1.3.3 被災状況・構築物の保存

東日本大震災の被災直後においては、地域や都市が物的に破壊された状況が伝えられ、日常から非日常へのギャップが強調された。屋根に乗った船、鉄骨のみになった建築物なども、復興プロセスの中で、自然に、また意識的に、解体、原状復帰または再編され、現在に至っており、被災直後の状況を直接伝えるものは、実際には希少な存在となってしまった。

東日本大震災のみならず、被害を受けた建築物や土木構造物をそのまま保存している例は、これまでも極めてまれである。原因などが異なるものの、広島の実爆ドームの場合には、被害からすでに 74 年を経て、毀損した構築物を保存し続ける困難さの実例である。

1.4 震災遺構をめぐる動向

国、県、市町村、NPO および民間が復興プロセスの中で、震災遺構等をどのように扱っているかを見る。

1.4.1 国の機関等

国土交通省東北地方整備局企画部内に震災伝承ネットワーク協議会事務局（前述）が設置されており、「震災伝承施設」として登録する施設 192 件を 2019 年 3 月に決定した。これは、東日本大震災のみならず、近代以降の東北 3 県の津波に関連するに関わる遺構、慰霊碑、モニュメント等の施設である。震災伝承ネットワーク協議会では、「東日本大震災伝承ロード」の計画が提案され、一般社団法人東北経済連合会と一般財団法人東北地域づくり協議会が 2019 年 8 月に「一般財団法人東日本大震災伝承ロード推進機構」を設立した。

国土交通省等国の機関と、地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした「復興祈念公園」の整備が岩手県陸前高田市、宮城県石巻市、福島県双葉町・浪江町に進められている。この復興記念公園の中で震災遺構は重要なシンボルとなっている。

復興庁は、2013 年 11 月に、震災遺構の保存に必要な初期費用について、1 市町村 1 か所に限り復興交付金による支援の対象とした。

国土地理院は、2019 年 6 月より「自然災害伝承碑」の地図記号を定め、同院のズームレベル 7～18 の地図で表記を始めた。2019 年 12 月 5 日時点で、392 基の碑が地図上で公開されている（国土地理院 HP）。ただし、字義通り、碑が中心であって、建造物は含まれていない。

環境省は、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトのビジョン」を 2012 年 5 月に策定し、既存の陸中海岸国立公園を、「三陸復興国立公園」に、改編した。この国立公園の中の、「震災メモリアルパーク中の浜」などに震災遺構が、保存されており、中心施設となっている。

1.4.2 県 庁

岩手県では、「復興祈念公園」の中で、震災遺構を「震災津波伝承施設」として、積極的に実物展示して活用する計画を定めている（「震災津波伝承施設展示等基本計画」2016 年 6 月）この中で選定基準等が検討された。

宮城県は震災遺構有識者会議を設置し、同会議の報告書（2015 年 1 月）では、「震災遺構に対する宮城県の基本的な考え方」を明確にし、基準を明確にしている。将来的な保存に関しては、市町村が将来にわたって維持管理できることが前提となっている。

福島県では、県としての震災遺構への対応が明確ではなく、市町村による保存決定によるものが主である。

1.4.3 市町村

岩手県陸前高田市では、多くの震災遺構を残し、復興記念公園の設置に伴い、そのまま保存・展示する方向である。それぞれの公的な施設だったものを市有とし、公園内に展示する形をとっている。

宮城県石巻市には、大川小学校校舎や、門脇小学校校舎がある。大川小学校は、津波による廃棄物を除去しただけの状態であったが、同校を巡る民事裁判が2019年に確定したため、今後の方針が定まるであろう。

2. 調査の概要

2.1 目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- ・震災遺構と関連する現物をできる限り多く見ること
- ・基礎的な資料を調査し、現状の到達点を確認すること
- ・環境教育や、ツーリズムの観点から、震災遺構等を位置づけ、将来を展望すること

2.2 震災遺構の定義

東日本大震災による震災遺構は、津波等によって被災した構造物（建築物、土木施設）であり、災害の惨禍を伝えるために残されているものを第一義とする。それに関連して、公開されていないもの、震災後に作られた記念碑や博物館、展示施設等も含めて、本稿では震災遺構等としている。

2.3 調査方法

2.3.1 事前調査

阪神淡路大震災（1995年）以降の防災計画の動向を念頭に、国・地方自治体の防災計画・対策の既存資料について、レビューを行い、本調査の立脚点を明確化した。

2.3.2 現地調査

現地調査を四回に分けて実施した。

表2 現地調査日程

時 期	参加者	調査範囲
2018年9月10日～14日	寺原、金子、花村	岩手県宮古市～宮城県石巻市
2018年11月21日～23日	金子、花村	宮城県東松島市～名取市他
2018年12月2日～4日	寺原	青森県三沢市～岩手県宮古市
2019年8月8日～9日	寺原、金子	宮城県山元町～福島県いわき市

2.3.3 事後調査

現地調査の資料をもとに、関連する政策・情報を整理した。1年目の成果を、2019年1月に「震災遺構 岩手・宮城編」として、発行した。

表3 主たる訪問地

県	市町村	名称
青森県	八戸市	種差海岸インフォメーションセンター
	階上町	海嘯記念碑
		震嘯災記念碑
岩手県	久慈市	ケルン 鎮魂の鐘と光
	野田村	米田歩道橋
	普代村	普代水門
	田野畑村	明戸防潮堤
		鳥越駅階段
	宮古市	たろう観光ホテル
		東日本大震災地殻変動
		震災メモリアルパーク中の浜
	浄土ヶ浜ビジターセンター	
		大槌町
陸前高田市	陸前高田市役所	
	奇跡の一本松	
	陸前高田ユースホステル	
	道の駅高田松原	
	旧下宿定住促進住宅	
	希望のかけ橋	
	旧気仙中学校	
宮城県	気仙沼市	リアス・アーク美術館常設展示
		気仙沼向洋高等学校南校舎
		唐桑半島ビジターセンター
	南三陸町	南三陸町防災対策庁舎
	南三陸町さんさん商店街	
石巻市	東北大学複合生態フィールド	
	教育研究センター	
	女川町総合運動公園	
	駅北災害公営住宅、仮設住宅	
	女川交番	
	大川小学校	

県	市町村	名称
宮城県	東松島市	野蒜小学校
		野蒜駅プラットフォーム
	塩竈市	塩竈市東日本大震災モニュメント
	仙台市	せんだい3.11メモリアル交流館
		荒浜小学校
		荒浜沿岸部住宅基礎群
		荒浜記憶の鐘
	岩沼市	相野釜公園・千年希望の丘
	名取市	日和山
		種の記念碑・芽生えの塔・豊穡の大地
亘理町	わたり温泉・鳥の海	
山元町	つばめの柱ひだまりホール	
	八重垣神社	
	BRIDGE みんなの写真館	
	大地の塔	
	荒浜小学校	
福島県	富岡町	東京電力廃炉資料館
		特定廃棄物埋立情報館
	檜葉町	Jヴィレッジ
	いわき市	豊間地区東日本大震災慰霊碑
		豊間防災緑地

アクアマリンふくしま
いわきら・ら・ミュウ
岩間防災緑地

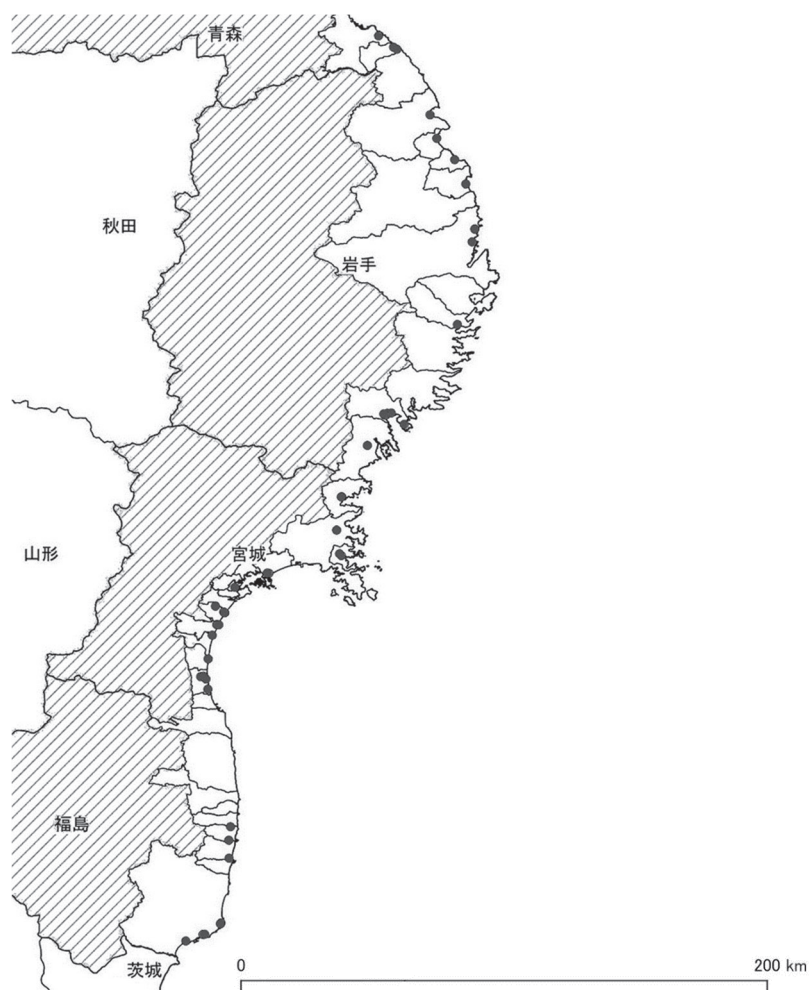


図1 震災遺構等の立地

3. 考 察

3.1 保存整備状況

現地調査時点で見ることができるものは、既に様々な形で保存整備体制の確立したものが多かった。もっとも整備された状況にあるものは、保存状態が安定していて、公開されている場合である。この場合は、公園等公共施設の中で、展示物のような扱いとなっている。また、多くが、国が初期的な支援を行い、最終的には市町村の財政負担になっていた。

ただし中に入れるものは、きわめてすくない。たろう観光ホテルが、唯一の例であろう。震災被害を受けた建物は、建築物として法律等に要求される安定性・安全性が失われている。建築物の場合は、衛生面や維持補修面からも内部に入ることが必要であり、大型の遺構の場合には、今後の維持管理体制の確立が必要となる。

土木構造物については、現時点で当初の機能を失っていて、違う場所に堤体などの構造物が新たに設置されている場合が多い。さらに崩壊した場合に、問題がなければ、維持管理の必要性は、低い。

一方で、保存整備の進んでいない事例では、逆説的に被災後の状態をとどめ置いている場合が多かった。

3.2 受け止められ方

ネガティブな受け止められ方あり、保全・保存に対しては、消極的な意見のみならず、積極的に解体すべきであるという意見も存在する。特にその建造物の内部にいた方が、津波によって被災し、死亡した事例においては、建造物を見たくないという遺族の意向が反映されることが多い。具体的な例としては、大槌町庁舎がある。同庁舎をめぐっては、保存賛成派と反対派の対立が、住民訴訟や町長選にまで発展し、最終的に 2019 年中に解体された。また、南三陸町防災庁舎は、解体の意見もあったが、県有化の上で、保存されることとなっている。

3.3 保存のための制度確立の必要性

震災遺構は、遺構であって、既に建築物でも、土木構造物ではない。公共施設だった場合には、管理対象でなくなった場合に、対応方法が不明瞭になってしまう。上述のように、記念碑やモニュメント等と同列に扱われている場合には、訪問や慰霊の対象となって、公開される形態になる。

文化財でもなく、なお、制度基盤が不確実であり、行政にとっては、対応方法が難しい場合がある。

3.4 遺構の類型化

震災伝承ネットワーク協議会は、同協議会の「震災伝承施設等」の定義をもとに、以下の三分類を作成している。

第 1 分類：『震災伝承施設』の定義の項目のいずれか一つ以上に該当する施設

第 2 分類：第 1 分類うち、十分な容量の駐車場（大型、小型車）等、来訪者が訪問しやすい設備を有する施設

第 3 分類：第 2 分類のうち、案内員の配置や語り部活動等、来訪者の理解しやすさに配慮している施設

これらは、訪問のしやすさ、公開のしやすさを、主たる基準としており、内容によるものではない。また、階層秩序を有しており、第 3 分類の方が、上位の分類となっている。

本稿では、まず、以下のように考える。

類型 A 震災の被災物件をそのまま、または、移設して展示しているもの

類型 B 震災の被災物件を直接示さないが、象徴するものや展示するもの（ギャラリー、公園、モニュメント等）

類型 C 文字情報が主体のもの（石碑等）

類型 A は、東日本大震災により新たに出てきた類型である。類型 B については、美術館や伝承館などでもあり、安定的に運用されている。また、類型 C については、国土地理院の指定する「自然災害伝承碑」と重なるものである。今後はさらに他の遺構等も検証しながら、どのような類型化があり得るのか、検討を続けたい。

4. 展 望

4.1 震災遺構の保存体制

3. 考察に基づき、震災遺構の不安定な制度基盤を、早急に改善し、確立する必要があると考える。国等は初期費用を負担するものの、経常費用に関しては市町村の負担となることが基本的な方向性である。現在のところ、震災遺構等はインフラストラクチャーなのか、観光施設なのか、文化財なのか、公園展示物なのか、不明確な要素が多くある。国民全体の記憶すべき遺産という観点から、市町村の財政負担を軽減するような取り組みを検討する必要がある。

4.2 デジタル空間で求められているもの

災害復興が進むにつれ、「1.3.1 言語やデジタル空間でのアーカイビング」に記した個人の活動の結果が美術館運営につながっているような資料に関しても広い社会で活用することが求められるようになってきている。とくに、美術館や資料館といった民間の組織および公的な機関が保有するパソコン上の web サイトで閲覧可能なだけでなく、個々人の所有しているスマートフォンなどのデバイスからも遠隔地の情報が閲覧できるようになった現代社会においては、場所を問わずアクセス可能な情報でなければならないとの要請が拡大している。もちろん、市民個々人が東日本大震災の教訓を同郷の後世に引き継ぐ資料として保管していくことも重要だが、それだけでなく、地域を超えて多くの人が情報を共有し未来のケーススタディとしていくことが求められている社会になってきたことに起因する。ただ、一美術館の学芸員の活動や一民間商店の有志活動だけでは、予算や運営の問題から、オープンテクノロジーとしてデジタルプラットフォームを公開するには至らないと推察できる。

「1.3.1」に示した取り組みについても、国の機関が運営しているにもかかわらず、大量のデジタルデータを継続的に保有するデジタルアーカイブスのプラットフォームを構築するには至っていない。あくまでも、個人の活動や市町村の組織的な枠組を超えて情報を共有していくためのネットワークを構築していこうという試みに踏みとどまっている。膨大な画像や映像を処理するインフラが整備されていないためである。こうした状況を逆手にとって、その

構築したアーカイブスのネットワークデータベースを利用し、震災復興に興味のある人を東北の被災地に呼び込み、現地での観光を通して情報を深めてもらうという方向に情報の利用方法を一元化しようとしているのが国の政策の現状である。

4.3 ダークツーリズムによる観光振興・防災教育

以上のような震災伝承館の情報や多くのデジタルアーカイブ스에収録されている震災遺構、慰霊碑など東日本大震災にまつわる全てのものを観光に利用していこうとする試みは、一般的にダークツーリズム（悲しみの記憶を巡る旅）と呼ばれているものに回収出来る。とくに、観光によるオーバーユースから遺産を守ることが前提となっている世界遺産のような制度のもとで広島や長崎の原爆の傷痕が評価され楽観的に喜んでいる現在の日本人にはわかりにくい話かもしれないが、その傷痕の背景にある悲しみを継承し共有することで二度と同じ悲劇を起こさないために記録としての物を全て残そうとする試みなのである。

ドイツでは、上記のような観点からアウシュビッツに代表されるような第二次世界大戦の負の記憶をダークツーリズムとして観光利用している。またアメリカでも 9.11 の記憶を継承するために、ワールドトレードセンター跡地にワールドトレードセンターの焼け落ちた柱などの遺構を展示した美術館を併設し観光利用をおこなっている。しかし、日本では、こうした負の遺産を直視するための全遺構の観光化は難しい状況にある。観光が産業化され、企業や自治体の利益として回収しづらいと考えられている。そのため、東日本大震災の震災遺構も負のイメージを残しておきたくないとする少数の意見に押され解体されてしまうことも少なくない。ダークツーリズムに利用したいとツアーの検討案を行政に提出した者がいたとしても、行政にとって遺構保存に向けての合意形成のための調整が難しい案件であるとされるのも一蹴背景にはあるだろう。

ただ、物として残っていれば、いずれ広島や長崎のように後世の者によって価値づけが行われることが可能となる。そして、復興を支える観光産業や防災教育の一翼を担うことは間違いない。そのためにも、遺構や口承、多くの知財に関して出来るだけ物として残し紐づけていくことこそが今後の課題となるように思われる。さらには、今後の課題として、個々の遺構や資料を紐づけていくストーリーを作ることが求められていると考える。

本調査に関しては、2018 年度本学学長所管研究資金より「環境・防災教育のための地域情報の収集と活用」として、支援をいただきました。

【関連資料】

岩手県、宮城県、福島県 石巻市等 各ホームページ等資料.

『観光経済新聞』2019 年 4 月 12 日「震災伝承ネットワーク協議会、東日本大震災に関わる遺構・慰霊

碑・モニュメントなど 192 件を『震災伝承施設』に登録」.
国土交通省、国土地理院、環境省、復興庁 各ホームページ等資料.
東北大学複合生態フィールド教育研究センター ヒアリング.
吉村昭. 三陸海岸大津波. 文春文庫, 2004. (ただし、原著は 1970 年発行).
陸前高田市役所 ヒアリング.

【引用文献】

新村出編. 広辞苑 (第七版). 岩波書店, 2018.
寺田寅彦. 天災と国防. 青空文庫, 1934.
https://www.aozora.gr.jp/cards/000042/files/2509_9319.html (アクセス日 : 2019/8/1)

Survey of Current Situation on “Disaster Remains” by the Great East Japan Earthquake

George Terahara, Yusuke Kaneko

Abstract

The Great East Japan Earthquake in March 2011 caused a large-scale damage. Not only national and local governments, but also international partners are working for restoration and reconstruction process. In addition to the process, it is becoming important how to inherit the disaster experience and the roles of “Disaster Remains” as physical property have been widely recognized for the inheritance of memory.

This article reports the current situation of Disaster Remains and digital archives by document and field surveys and envisages the future prospects. Furthermore, their relationship with disaster/environmental education and dark tourism are also considered.

Keywords: Great East Japan Earthquake, Disaster Remains, Environmental Education,
Disaster Prevention Education, Digital Archives, and Dark Tourism.